



カタログポケット このアイコンを探してね  
QRコード



人口の動き 6月1日現在 人口71,517人(前月比-79人) 男36,390人女35,127人世帯数31,155世帯

## 平成29年度分国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付書を送付します - 納期内納付にご協力を -

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付の際は納付する期分の納付書を確認のうえ、忘れずにお持ちください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、保険に加入している人(被保険者)を対象に、病気や怪我の際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支えあうための財源となるものです。

納期限までに納付しましょう。

【表1】国民健康保険税の算定一覧

区分	計算方法	税率		
		医療保険分	後期支援分	介護納付分
所得割	(前年中の所得-33万円)×税率	7.5%	2.0%	1.5%
均等割	年間1人当たりの税額	23,000円	10,000円	12,000円
平等割	年間1世帯当たりの税額	32,000円	-	-
限度額	打ち切り額	540,000円	190,000円	160,000円

※介護納付分は40歳~64歳の方

### 国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。

#### 保険税率

保険税率は、「表1」のとおりで平成28年度と変わりません。

(所得の申告をしていないと軽減が受けられません)

#### ①平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国民健康保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が2分の1軽減され、6~8年目の特定継続世帯は4分の1軽減されます。

#### ②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、移行前と同様の軽減が受けられます。

#### ③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険者となった65歳以上の方は、申請することで軽減が受けられます。

#### 非自発的理由で

平成22年3月31日以降に倒産・解雇などにより離職された65歳未満の方で、雇用保険特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は離職の翌日からその翌年度末までの期間は、申請することで軽減が受けられます。

#### 離職された方は申請を

※会社での健康保険に加入した時点で終了となります。国民健康保険税の納付方法は

#### 国民健康保険税の納付方法

4月1日に一部拡充)以下の場合で保険税が軽減されます。

は、特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(口座振替や納付書による納付)の2種類です。

特別徴収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳~74歳の世帯で、年金受給額が年額18万円以上、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。

なお、特別徴収対象者で保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることでより口座振替による納付に変更できます。

※10月から特別徴収を開始する方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産などはリストラによる失業などで、国民健康保険税の納付が困難な場合、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合があります。※ので、国民健康保険税または納税課にご相談ください。

#### 年度の途中で75歳を

国民健康保険に加入している方が、年度の途中で75歳を迎えられた場合、国民健康保険に代わり後期高齢者医療保険に加入することになります。

#### 迎えられる方へ

75歳の前月分までは国民健康保険税として課税され、75歳の月から後期高齢者医療保険料がかかります。後日納付書を送付されます。

### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

納付方法は、年金受給額などによって異なります。

#### 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(口座振替や納付書による納付)の2種類ですが、特別徴収が優先されます。

#### ①4月の年金から

天引きされている方  
すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から翌年2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

#### ②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回(7月から翌年2月まで)となります。

【つぎは2ページへ】